

ID: 186

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水産多目的集会所条例 第5条		
例 規 番 号	平成17年条例第137号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し等) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条第1項の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者 (2) 第3条第2項の許可に付された条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により第3条第1項の許可を受けた者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日